

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレート・ガバナンスに関する認識

当社では、グループ全体の企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識している。コーポレート・ガバナンスを構成する各機関は、株主、従業員、取引先、パートナー企業、地域社会も含めたステークホルダーに対して責任を果たすべく、経営の透明性、適法性、公正性を高めながら、効率性、迅速性を実現しなければならない。コーポレート・ガバナンスとは、会社が上記事項を実現するために不可欠な仕組みの構築・運用である。

2. 適時開示の徹底

法令及び取引所の開示規則に基づき、決算情報、財政状態、法定開示事項、その他投資判断に影響を与える事実について適時開示を行う。また、投資家向け説明会の実施や、ホームページ上での資料掲載を通じて、各ステークホルダーが当社グループの理解を深められるよう努めるものとする。

3. 内部統制システムの制定

コーポレート・ガバナンスの具体的な方策として内部統制システムを構築・運用する。内部統制システムは、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るべく、継続的に見直し及び改善を行うものとする。

4. 個人情報保護

個人情報保護を強化するために、社内体制を整備し、個人情報を適切に取扱うことを徹底する。脆弱な体制及びフローについては、速やかに是正措置を行う。また、社内規程の周知徹底及び法令遵守を目的とした社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図るものとする。

5. 各機関の連携

取締役会は定時取締役会を毎月開催するものとし、監査役は取締役会議事について検証を行い、定時取締役会に参加して積極的に意見を述べる。また、内部監査責任者は、監査役及び監査法人と意見交換を行いながら、組織及び業務運営全般の監査を通じて、助言、勧告を行うものとする。各機関が横断的に積極的な意思疎通を行うことで、不正の早期発見及び効率的かつ合理的な経営の実現を目指すものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【 補充原則1-2 議決権行使の整備 】

当社では、機関投資家及び海外投資家の株式保有比率が低いと、議決権の電子化や招集通知の英訳の必要性はございません。株主が議決権行使をしやすい環境を提供する事の重要性は認識しており、今後、海外投資家の株式保有比率が増えた場合は検討する事といたします。

【 補充原則4-1 後継者計画 】

会社の経営戦略を踏まえ、部門の責任者や各会社の役員の経験を積み、経営に関与する事により将来のCEOの育成をしております。代表取締役は、将来の後継者に対して経営上の問題を解決するための助言し、育成をしております。具体的な計画につきましては、現在、検討中であります。

【 補充原則4-2 役員報酬 】

取締役の報酬の決定に関する方針と手続きについては、原則3-1()のところで説明をしております。役員に対する報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式(RS)の制度を設計しています。RSは、一定期間の譲渡制限後に、役員が保有する株式を市場で売却した分が各自の報酬となるものであります。株価は業績と連動する事が多く、間接的に、RSは中長期的な業績と連動する報酬であると考えております。純粋な業績連動報酬については、現在検討中であります。報酬全体の構成、割合等については、会社法361条7項により「役員個人別の報酬等の内容に関する方針」として取締役会決議を得ております。

【 原則4-7 独立社外取締役の役割・責務 】

当社取締役会は、社外取締役を選任しております。経営とIT分野等に対して深い経験と知識を持っております。当社の社外取締役を10年以上歴任しており、当社の業務や社内事情をよく理解しており、取締役会の場で経営方針等について助言をし、取締役会の監督をしております。当社の社外取締役1名は、東証の「独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)」を満たしているものの、独立役員の指定はしていません。その理由は、たとえ独立性を有していたとしても当社の中間持株会社の取締役(業務執行取締役ではない)と関係会社の社外取締役を兼任しているため、客観的な透明性のある者を独立社外取締役の候補者として2名以上選定する事を現在検討中であります。

【 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用 】

当社は社外取締役1名を選任しております。企業経営者としての豊富な経験と見識を持っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。なお、当社の社外取締役1名は、東証の「独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)」を満たしているものの、独立役員の指定はしていません。その理由は、たとえ独立性を有していたとしても当社の中間持株会社の取締役(業務執行取締役ではない)と関係会社の社外取締役を兼任しているため、客観的な透明性のある者を独立社外取締役の候補者として2名以上選定する事を現在検討中であります。

【 補充原則4-8 独立社外取締役 】

当社は社外取締役を1名選任しており、取締役会の中で、積極的に発言をしております。今後、独立社外取締役の人数を増やした場合、独立社外者のみを対象としました会合を開く事を予定しております。

【 補充原則4-8 独立社外取締役 】

代表取締役社長と常勤監査役が取締役会と監査役会の窓口になっており、社外取締役と連携はとれております。独立社外取締役を2名以上選任する事については検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【 原則1-4 政策保有株式 】

政策保有株式は保有しておりません。今後も保有する予定はございません。

【 原則1-7 関連当事者の取引 】

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引または利益相反取引は、取締役会での承認を必要としております。取引条件及び取引条件等の決定方針等については、株主総会招集通知(のインターネット開示事項)や有価証券報告書等で開示しております。また、毎期末に、関連会社を含めた役員全員に対して関連当事者間取引の調査を実施しています。

【 補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保 】

当社は、M&Aやベンチャー企業の育成を積極的に行っており、人材も起業家精神を持った人材が多いのが特徴であります。そのため、中途採用者が中核人材であり、女性と外国人も採用をしています。近年、当社は持株会社に近い役割を果たしており、各社のビジネスのコントロールをしています。女性も管理職として採用をしています。

多様性の人材の管理職への目標値とその達成率、中長期の人材育成や社内環境整備の方針とその運用については検討中であります。

【 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 】

企業年金はありませんが、インセンティブとしまして、役員及び従業員を対象にストックオプションと譲渡制限付株式報酬(RS)を付与しております。

【 原則3-1 情報開示の充実 】

()経営理念、経営計画等については、弊社のウェブサイトにて開示をしております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針は、当社のウェブサイトの中にあるコーポレートガバナンスのページ内で開示しております。

()報酬に対する基本方針については、有価証券報告書にて開示をしております。

取締役の報酬の決定に関する方針と手続きは次の様に定めています。

役員に対する報酬は、固定報酬と非金銭報酬より構成されております。非金銭報酬は、譲渡制限付株式(RS)であり、役員年数、担当責任分野、各人業績等に基づき決定しております。又、企業業績等に応じて見直しをしております。報酬総額は株主総会で承認された範囲内で運用しております。

()取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢、及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。取締役候補者の指名は、代表取締役において候補者を選定し、取締役会の決議をもって決定しております。

監査役候補者の指名は、代表取締役が候補者を提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定しております。取締役の選任及び解任については、必ず、社外取締役の意見と助言を得るようにしております。

取締役候補者の選定については、選定基準を踏まえ、社外取締役の意見や助言を経たうえで、取締役会で決定をしております。

取締役の解任議案については、解任基準を踏まえ、社外取締役の意見や助言を経たうえで、取締役会で決定をしております。

()取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、株主総会参考書類等において、その指名理由を開示するように変更をしております。

解任については、過去及び現在において事例はありません。任期満了に伴い再任しないケースのみとなります。解任についても、株主総会参考書類等においてその解任理由を開示する事となります。

【 補充原則3-1 サステナビリティについての取り組み 】

年々社会的関心が高くなっているサステナビリティについての取り組みについては、事業計画の中で開示をしています。当社は、持続可能な経営の実現に向けて、環境(E)と社会(S)に配慮しつつ、ガバナンス(G)の強化にも努めています。

人的資源の配分と知的財産などの投資についても、事業計画の中で開示をしています。安定収益を生み出す事業ポートフォリオの戦略の元、グループ横断での収益性向上と成長性の高い領域への展開を進めて参ります。

事業計画は以下のリンク先の18ページ以降をご参照下さい。

<https://www.aeria.jp/pdf/78jdGdKc>

【 補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲 】

事業上の経営判断は、迅速な意思決定のため、原則として各事業会社にて行っております。経営上の重要事項においては当社取締役会決議を要することとしております。

これに加え、法令及び定款に定められた事項や、グループ再編やM&A、新規事業領域への参入等、当社および当グループに関わる重要事項も取締役会にて決定しております。

【 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 】

社外取締役は、親会社又は他の関係会社の出身者でなく、当社の大株主でもありません。選任にあたっては、取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。また、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でなく、当社の子会社から役員としての報酬等その他財産上の利益を受けている者でもありません。

2021年3月末の有価証券報告書の提出時点では、社外取締役の独立性に関する基準又は方針はありませんでしたが、現時点では「社外取締役の独立性基準」について取締役会の承認を受けております。

当社の社外取締役1名は、東証の「独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)」を満たしているものの、独立役員の指定はしてありません。その理由は、たとえ独立性を有していたとしても当社の中間持株会社の取締役(業務執行取締役ではない)と関係会社の社外取締役を兼任しているため、客観的な透明性のある者を独立社外取締役の候補者として2名以上選定する事を現在検討中であります。

【 補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等 】

当社は、監査役会設置会社です。独立社外取締役がならず、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していないため、任意の諮問委員会の設置について、現在、検討中であります。独立社外取締役の増員については、現在、検討中です。

なお、取締役会と社外取締役との連携ができており、取締役会の運営や取締役の指名・報酬等特に重要な事項の検討については、社外取締役から事前に、助言・関与を得ております。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

取締役会で活発な議論をし適切な意思決定をするために、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が求められます。当社では、各取締役のスキルマトリックスを作成しております。取締役会全体としての足りないスキルがある場合、足りないスキルを補える取締役を指名するようにしております。

スキルマトリックスは、当社ホームページと招集通知の役員選任議案のところで開示しております。

<https://www.aeria.jp/ir/governance>

取締役の選任と解任については、当社が定めている「取締役の選任及び解任方針」の中で定めており、当該方針は以下のリンク先のところで開示しております。

<https://www.aeria.jp/ir/governance>

社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

現状1名の代表取締役、1名の社外監査役が他の上場会社の役員を兼務しておりますが、兼任数は当社を除き1社と合理的な範囲と考えられ、又、代表取締役・社外監査役としての役割・責務を十分果たしており支障はございません。当社の取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知と有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性評価については、当期より実施しております。評価の概要の詳細については、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.aeria.jp/pdf/k2gdbTrYh>

1.実施内容

「質問票」による自己評価を実施しました。社内でそれらを集計し、取締役会では、主に異なる回答と提案(全て無記名)について審議をしました。質問内容は、取締役会の運営と機関設計となります。

2.評価結果の概要

取締役会の運営については、概ね、現状のままで良いとの評価であります。十分な審議がされており、取締役会の実効性について問題がない事を確認致しました。機関設計については、課題を認識及び共有をしました。引き続き、取締役会において審議をして改善をしてまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすために、必要な情報や知識の提供と社外セミナー受講の機会を提供しています。その費用は会社負担としております。

本年度は、当社から、以下のセミナーを案内し、役員4名(取締役1名、社外取締役1名、監査役1名と社外監査役1名)が受講しました。

受講セミナー「コーポレートガバナンス・コード改訂案の概要」

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

補充原則5-1 ()~()に基づいて、方針を以下の様に定めています。

()株主からの建設的な対話の申し込みにについては、役員、管理本部長とIR担当が合理的な範囲で対応しております。

()株主との建設的な対話を促進するための体制として、管理本部長が関連部署(経営企画、IR担当、総務、財務経理、法務等)と、日頃より部署間の連携を図っております。

()広報・IR室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎に決算説明会を開催し、役員等が説明を行います。加えて、米国・欧州・アジアの投資家向けに、英語版の投資レポートを年1回程度作成をし、当社のウェブサイトに掲載しております。

()株主との対話の結果については、取締役会へ報告しております。

()投資家との対話の際は、未公表の重要事実を伝えない、決算発表近くの日程をサイレント期間として避ける等、インサイダー情報管理に留意しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長嶋貴之	3,082,200	13.98
小林祐介	2,232,800	10.13
林田浩太郎	974,400	4.42
CLEARSTREAM BANKING S.A.	826,000	3.75
株式会社SBI証券	587,801	2.67
TUSCAN CAPITAL LLC	508,600	2.31
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	249,400	1.13
楽天証券株式会社	227,000	1.03
石田博男	211,000	0.96
山下博	210,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

「大株主の状況」について

- 「大株主の状況」は、2021年6月30日時点の状況です。
- 上記の割合は、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三宅 朝広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅 朝広			三宅氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と有効な助言を期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査法人は密に連絡を取り合い、情報交換を行っている。監査役が経営幹部と接触することにより得た正確な社内情報と、監査法人が第三者的な立場から行った分析結果を持ち合うことで、適切な監査を実現している。また、監査役と内部監査部門は互いに相談・検討を行いながら監査計画を決定する。問題点が発見された場合は、意見交換を行い適切な監査を実現している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田名網 一嘉	税理士													
和田 安央	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田名網 一嘉			田名網氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した立場であると同時に、税理士として会社経営に精通し当社のことも熟知しているため、当社の経営判断に大いに資する方であると判断し、独立役員に指定いたしました。
和田 安央		社外監査役の和田 安央は社会保険労務士の資格を有しております。当社は、社労士としての報酬月額13万円の支払いをしております。	和田氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営判断に多いに資する方であると判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

長期インセンティブ(譲渡制限付株式報酬)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役を支払った報酬 53百万円

社外取締役を支払った報酬 7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額250百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議されています。監査役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第6期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されています。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長小林祐介であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入と、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額は、従来の取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円(うち社外取締役は年額10百万円)以内とすることが決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部が社外取締役(社外監査役)と連絡を取り、取締役会開催日の決定や、他の取締役及び監査役との協議についての調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、指名及び報酬決定は取締役会及び代表取締役社長、監査・監督は監査役会と監査法人が行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業環境の変化に迅速に応じた意思決定を行い、機動的な経営を行うべく、取締役4名中2名は代表取締役で構成されております。このため当社は、機動的な経営を維持しつつ、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役会設置会社の制度を採用しております。監査役は社外監査役かつ独立役員も含め、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会に出席する株主に配慮し、開催場所を交通の便の良い会場にしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	例年、アナリスト及び機関投資家向けに中間、期末に決算説明会を開催しております。 2021年12月期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実開催はせず、当社ホームページにて決算説明資料を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.aeria.jp/)に、決算短信及び決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIR 担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めています。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えらると思われる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しています。このほか、ウェブサイトなどを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の拡充に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
(2)コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
(3)内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
(2)取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査役に報告する。
(2)内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査役にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
(3)不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめべく迅速な対応を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
(2)取締役及び執行役員により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
(3)組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的に子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
(2)当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。
- 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
(2)監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関する指揮権は監査役に移譲したものとし、当該使用人に関する人事異動及び考課については、取締役会と監査役との協議の上決定するものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査役へ遅滞なく報告するものとし、監査役は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
(2)監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。
(3)内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
(4)取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けられる体制を整備する。
7. 7の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、(7)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
9. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他、当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続き等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除いたします。

また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する基本姿勢

当社は、社会的な信頼を獲得して企業価値を高めるために、株主・投資家をはじめとした全てのステークホルダーに対して十分な情報を正確、適宜かつ公平に開示をします。

そして、会社法、金融商品取引法、各種法令及び証券取引所の定める規則等を遵守して、開示をします。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、決定事実、発生事実、決算、子会社に対する情報を管理本部長が把握できるような体制になっております。

管理本部長の下で、経理及び財務、法務、IR、経営企画等の関連部署と協議の上、東京証券取引所の有価証券上場規程に照らして、適時開示に該当するかどうかについての判断をしております。

適時開示が必要とされた情報につきましては、決定事実と決算情報については、取締役会による承認後、発生事実につきましては、管理本部長及び代表取締役の確認の後、速やかに管理本部より公表されます。

公表の方法については、管理本部がTDnetに速やかに登録をし適時開示され、当社のウェブサイトにも掲載をしております。

決定事実

当社における重要な業務執行につきましては、取締役会において決定をしており、管理本部長が、決定事実について常に把握しております。

発生事実

当社における重要な発生事実につきましては、各事業について管理本部長に報告をしており、発生事実について常に把握しております。

決算情報

当社の決算につきましては、四半期毎に管理本部において作成され、取締役会によって決議されます。

子会社情報

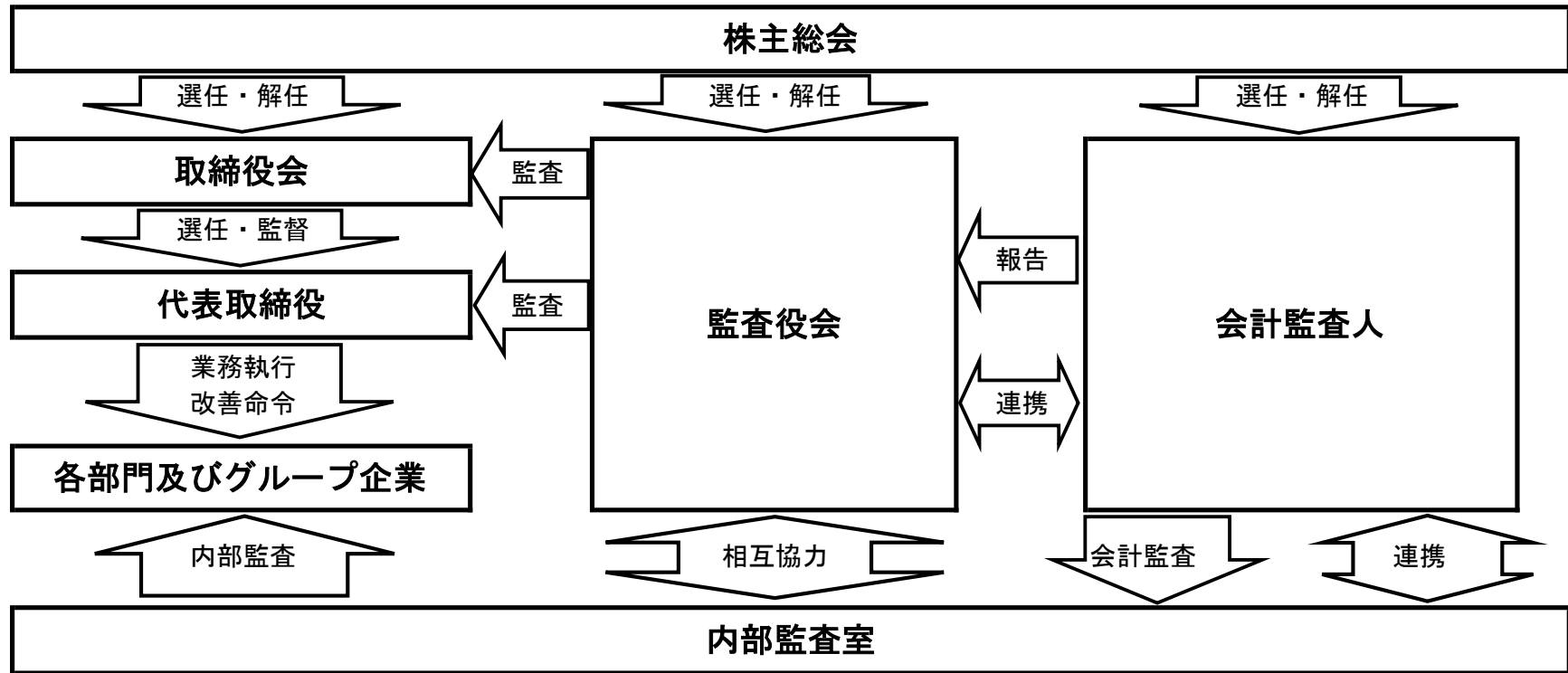
当社の子会社に関する情報につきましては、当社の役員、管理本部長及び従業員が子会社の役員を兼任し、子会社の経営会議に参加しており、そこで重要な事実については報告される事になっているため、管理本部長は常に情報を把握する事ができます。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役及び内部監査室が、適時開示体制の整備及び運用状況についてモニタリングを実施しております。

適時開示体制の概要についての模式図：巻末「添付資料」をご覧ください。

【参考資料：模式図】



適時開示体制の概要についての模式図

